

2024年6月17日

内閣府特命担当大臣
(男女共同参画)

加藤 鮎子 様

全日本自治団体労働組合
中央執行委員長 石上 千博

ジェンダー平等社会の実現を求める要請書

ジェンダー平等社会の実現にむけ、尽力されている貴職に敬意を表します。

さて、内閣府は、「男女共同参画社会基本法」の公布・施行日である6月23日から「男女共同参画週間」を設けています。連合は6月を「男女平等月間」としており、自治労も職場・地域におけるジェンダー平等社会の実現をめざして様々な取り組みを進めています。

2023年6月に閣議決定・公表された「男女共同参画白書」では、女性の8割以上、男性の7～8割が、女性に家事・育児等が集中していることが、職業生活において女性の活躍が進まない理由と考えています。2024年6月に発表された「ジェンダーギャップ指数」では、日本は146カ国中118位となっており、先進国の中では依然として最低水準にあり、さらなるジェンダー平等の推進が求められています。

つきましては、ジェンダー平等社会の実現にむけて下記の通り要請します。積極的な対応がはかれるよう特段の尽力をお願いいたします。

(◎は、重点要求項目)

記

1. 男女共同参画社会基本法・基本計画について

(1) 男女共同参画社会基本法と「第5次男女共同参画基本計画」を、あらゆる機会・媒体等を通じて広く周知すること。

(2) すべての自治体が男女共同参画社会基本法の趣旨に沿った実効ある取り組みのために必要な支援を行うこと。

◎ (3) 「第5次男女共同参画基本計画」で示した2025年を期限とする女性登用の成果目標について、指導的地位に占める女性の割合30%をはじめ、実効性のあるものとなるよう具体的な施策を講じるとともに早期に目標を達成すること。

◎ 2. 育児休暇等の取得促進

育児休暇・休業・介護休暇の取得促進にむけた取り組みを進めること。

とりわけ、育児・介護休業法の改正にともない男性が育児休業、育児参加のための休暇等を取得しやすい環境整備を進めること。

3. 女性活躍推進法について

- (1) 女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定について、100人以下の事業主にも拡大すること。
- (2) 男女の均等な機会と公正な待遇の確保を徹底し、男女間の賃金格差の解消や待遇改善、同一労働同一賃金の実現にむけて取り組みを強化すること。
- (3) 公務部門における女性の活躍と男女双方のワークライフバランスに資する取り組みを推進し、早期に目標を達成すること。

4. 民法改正について

男女が対等ではない不平等な状態を放置することなく、多様な家族のあり方やライフスタイルを認め合う社会の実現をめざすため、選択的夫婦別姓制度を早期に導入すること。

5. 女性に対するあらゆる暴力の根絶

- ◎ (1) 女性の人権が尊重され、安心して暮らせる社会とするために、セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント、ケアハラスメントなどのあらゆるハラスメントの防止にむけた施策を推進すること。
- (2) DV法を踏まえて、関係省庁と連携の上、施策の着実な履行と環境整備をはかるための支援措置を講じること。とりわけ、被害者相談機能強化のための相談員養成など相談体制の整備や財源の充実をはかること。
- (3) ILO第190号条約「仕事の世界における暴力とハラスメントの撤廃に関する条約」の批准にむけて国内の環境整備に取り組むこと。
- (4) 2024年10月に国連女性差別撤廃委員会による第6回審議が行われることから、「女性差別撤廃条約選択議定書」の批准にむけた取り組みを進めること。

6. 政治分野における男女平等の実現にむけて

「政治分野における男女共同参画推進法」の趣旨を踏まえて、国政および地方選挙の候補者が男女均等になるよう、速やかに実態調査や情報収集を行い、必要な施策の策定・実施をすること。

7. LGBTQ+を含めたジェンダー平等の推進

- (1) LGBTQ理解増進法が制定されたが、理解増進だけでなくLGBTQ+当事者への差別禁止を明確にした法整備を行うこと。また、同法に基づく基本計画や指針の策定を早急に行うこと。
- ◎ (2) LGBTQ+の当事者が置かれている実態や状況を十分に把握すべく、相談体制の拡充や支援体制を強化することはもとより、同性婚の整備など当事者が暮らしやすく、働きやすい社会の実現にむけて取り組むこと。

以上